給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原西３丁目５番10―103号　エクセル工藤

再生債務者　油布　真之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月11日まで

平成27年５月21日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１号

山形県東村山郡山辺町大字山辺2871番地２

再生債務者　安藤　富雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月15日まで

平成27年５月25日

山形地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第３号

大分市大字種具806番地の４

再生債務者　筒井幸之助

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月15日まで

平成27年５月25日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再ロ）第１号

北海道深川市７条17番７号

再生債務者　松下　民男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月22日まで

平成27年５月25日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第３号

長崎県諫早市津水町121番地

再生債務者　小柳　哲也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月25日　長崎地方裁判所大村支部

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月二日

東京都港区赤坂三丁目１１番７号

合同会社ＳＫＹコーポレーション

代表社員　西岡　良洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月二日

東京都港区南青山四―八―二ＭＡＣ青南マンション三〇二号

ＥＴ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ合同会社

代表社員　相馬すんだらん

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年六月二日

熊本県菊池市藤田一三番地１

有限会社福田建設

代表取締役　福田　新子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十五億五千五百十七万五千四百三円、資本準備金の額を四十五億七千五百三十一万四千四百九十七円、利益準備金の額を四千七百五十三万二千百九十円減少し、それぞれ十五億円、零円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十七年六月二日

山口県下関市幡生宮の下町二六番１号

株式会社原弘産

代表取締役社長　園田　匡克

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月１日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月二日

新潟県柏崎市田塚三丁目二番六二号

日本メッキ工業株式会社

代表取締役　関矢　浩章

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小森定信が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月二日

東京都渋谷区桜丘町三番一六号

株式会社ＢＩＮＡ　ＭＩＴＲＡ　ＡＢＡ　ＤＩＳＥＪＡＨＴＥＲＡ

日本における代表者　小森　定信

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金子望美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月二日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

CarVal Investors Pte.Ltd.

日本における代表者　金子　望美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるニック・テイラーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月二日

東京都渋谷区東三丁目九番一九号

ヴァージン・アトランティック・エアウェイズ・リミテッド

日本における代表者　ニック・テイラー

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月二日

名古屋市東区泉一丁目五番三一号第二泉ビル二階

エイム・アセットソリューション株式会社

代表取締役　藤井　浩彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
三三三	下	終りから九	並びに、	並びに

平成二十七年五月十二日（号外第百五号）海上保安庁告示第四十号（分離通航方式に関する告示の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二	下	八	分離通行帯	分離通航帯

三ページ下段別表の75の２の表沿岸通航帯中「分離通行帯」は「分離通航帯」の誤り。

平成二十七年五月一日環境省告示第七十六号（大分県竹田市の一部を国民保養温泉地　竹田温泉群に変更した件）

（原稿誤り）

九	一一	一六	竹田・萩温泉	竹田・荻温泉

◉号外　六月二日付第一二四号三二　ページ●同日付政府調達第一〇一号四〇ページ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）